

記者資料提供（2023年12月11日）

神戸市福祉局人権推進課 綱岡・茂山

TEL：078-322-5233（内線3251） FAX：078-322-6048

「神戸市ライフパートナー制度」が始まります

神戸市では「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、「神戸市ライフパートナー制度」を開始します。

1. ライフパートナー制度の概要

互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係である二人が、ライフパートナーとして市に対して宣誓を行い、市が受領証及び受領証カードを交付します。

ライフパートナーの具体例は、事実婚の関係にあるカップル、一方若しくは双方が性的マイノリティのカップルなど、双方が生活していくうえで、お互い支えあい、欠かすことができない関係と認めあう二人の関係です。

2. 制度開始日

2023年12月25日（月曜） ※予約受付開始は12月20日（水曜）から

3. 宣誓の流れ

（1）宣誓日時を予約

- ・宣誓希望日の原則1週間前までに電話またはEメールで予約
- ・予約可能な宣誓日時は、月曜～金曜 9時～16時

（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

（2）必要書類を準備

- ・必要書類は、宣誓者の住民票、戸籍抄本（または独身証明書）、本人確認書類など

（3）宣誓書を提出（宣誓当日）

- ・予約した日時に神戸市役所（1号館8階 福祉局人権推進課）までお二人で来庁、宣誓書にご記入いただき、必要書類と併せて提出

（4）受領証等の受け取り（宣誓当日）

- ・必要書類に不備がなければ、受領証と受領証カードを宣誓当日にお渡しします。（お渡しまでの所要時間は1時間程度です）

4. 行政サービスの適用について

本制度は、婚姻制度のような法的効果が生ずるものではありませんが、市の行政サービスとして、市営住宅の入居、神戸市災害見舞金、市立病院での診断内容の説明などについて適用できるよう調整しています。

適用が可能になった場合は、市ホームページに随時掲載します。

「人生」をともに歩む お二人を応援します

神戸市

ライフパートナー制度

2023年12月25日（月）宣誓受領証交付開始

宣誓日時のご予約は12月20日（水）から受付（先着順）

神戸市ライフパートナー制度は、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる、または営むことを約した関係であるお二人が、「ライフパートナー」として神戸市に対して宣誓を行い、神戸市が受領証等をお二人に交付するものです。

ライフパートナーとは

この制度における「ライフパートナー」とは、事実婚や性的マイノリティのカップルなど、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営む又は営むことを約した関係のことをいいます。

制度の目的

ライフパートナーとしての宣誓をされたお二人の思いを尊重し、自分らしく生活されることを応援することを目的としています。

この制度には法的な効力はありませんが、宣誓したお二人に交付される受領証等を提示することによって、行政サービスなどを円滑に利用できる場合があります。

宣誓できる方

次の4つの要件をすべて満たすお二人

- 双方とも成年（満18歳）に達していること
- 一方もしくは双方が神戸市内に住所を有しているか、転入を予定していること
- 双方とも婚姻をしておらず、かつ双方とも宣誓者以外の方と事実婚、またはライフパートナーの関係にないこと
- 宣誓者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係（近親者）でないこと

宣誓の流れ（要予約）

宣誓日時の予約（原則1週間前まで）

お二人の氏名、生年月日、住所、連絡先希望する宣誓日時をお知らせください

・Eメール：jinken@office.city.kobe.lg.jp

・電話：078-322-5233（福祉局人権推進課）

電話受付時間：開庁日の8:45~12:00、13:00~17:30

必要書類を準備する（宣誓当日まで）

お二人の住民票、戸籍抄本、本人確認書類などの必要書類（詳細はホームページ参照）をご準備ください

宣誓書を提出する（宣誓当日）

指定された日時に神戸市役所までお二人でお越しください。宣誓書にご記入いただき、必要書類と併せて提出してください。

受領証等を受け取る（原則当日中）

詳しくは
神戸市ホームページ
をご覧ください



神戸市 ライフパートナー



(表面)

KOBE
CITY of DESIGN

ライフパートナー宣誓書受領証カード **見本**

神戸市ライフパートナー制度実施要綱の規定に基づき、
ライフパートナー宣誓書を受領したことを証します。

宣誓者..... 宣誓者.....
(年 月 日生) (年 月 日生)

住所..... 住所.....

宣誓日.....年.....月.....日

交付番号..... 神戸市長 **署名印字**

(裏面)

○戸籍上の氏名等 (通称名を使用している場合)

KOBE
CITY of DESIGN

宣誓者..... 宣誓者..... **見本**

○再交付年月日等.....

《注意事項》
○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。
(1) ライフパートナーの関係を解消したとき
(2) 一方が死亡したとき
(3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき
(4) 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき

受領証の提示を受けられた方へ
神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。
本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。
また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

(備考) 寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。